

佐賀県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年三月九日から平成二十四年四月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字坂田字五本松籠二 四四番一―地先から 杵島郡白石町大字坂田字五本松籠三 〇二番二地先まで	平成二四・三・九
県道 肥前竜王停車 場線	杵島郡白石町大字坂田字五本松籠四 八四番一―地先から 杵島郡白石町大字坂田字五本松籠三 四三番一〇地先まで	"